

中野区立明和中学校の通学区域及び新校舎整備期間延長に伴う
指定校変更の取扱いについて

1 中野区立明和中学校の通学区域について

令和3年4月1日に第四中学校と第八中学校を統合し、明和中学校を設置することに伴う通学区域変更を行うため、以下のとおり、中野区立学校通学区域に関する規則の一部改正を行う。

(1) 改正内容

①通学区域の変更

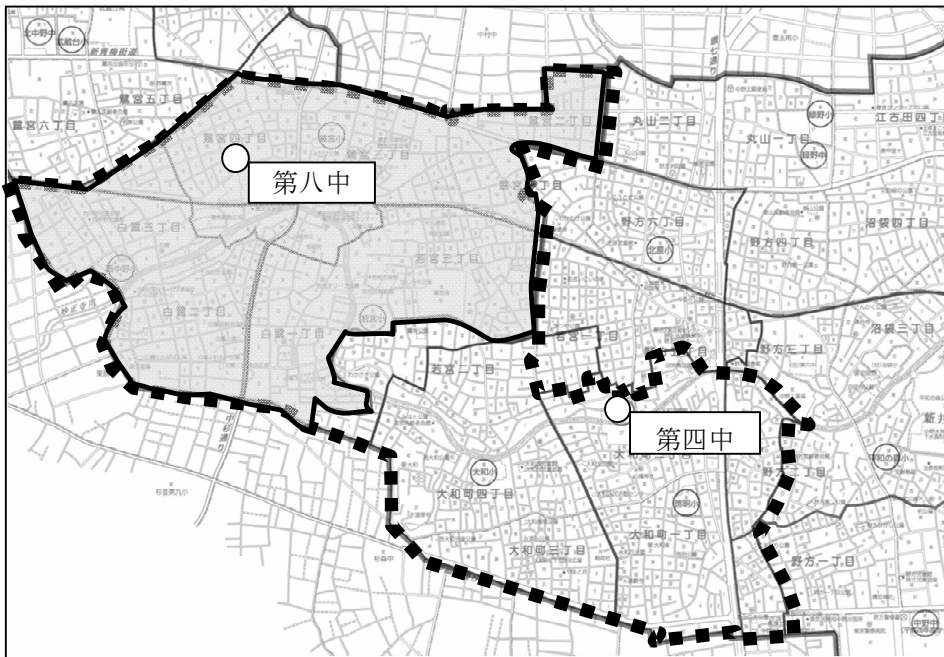
統合新校の明和中学校の通学区域を次のように規定する。

明和中学校	野方一丁目	36番から42番まで、49番から58番まで
	野方二丁目	34番から69番まで
	野方五丁目	6番、7番(1号から5号まで、18号から23号まで、野方団地)、8番、9番
	大和町一丁目	全域
	大和町二丁目	全域
	大和町三丁目	全域
	大和町四丁目	全域
	若宮一丁目	1番から3番まで、4番(1号から8号まで、21号から23号まで)、7番(1号から9号まで、15号、16号)、8番(1号から6号まで、14号から19号まで)、11番(1号、2号、15号)
	若宮二丁目	全域
	若宮三丁目	全域
	白鷺一丁目	全域
	白鷺二丁目	全域
	白鷺三丁目	全域
	鷺宮一丁目	6番、14番から21番まで、24番から31番まで
	鷺宮二丁目	全域
	鷺宮三丁目	全域
鷺宮四丁目	全域	

②施行日

令和3年4月1日

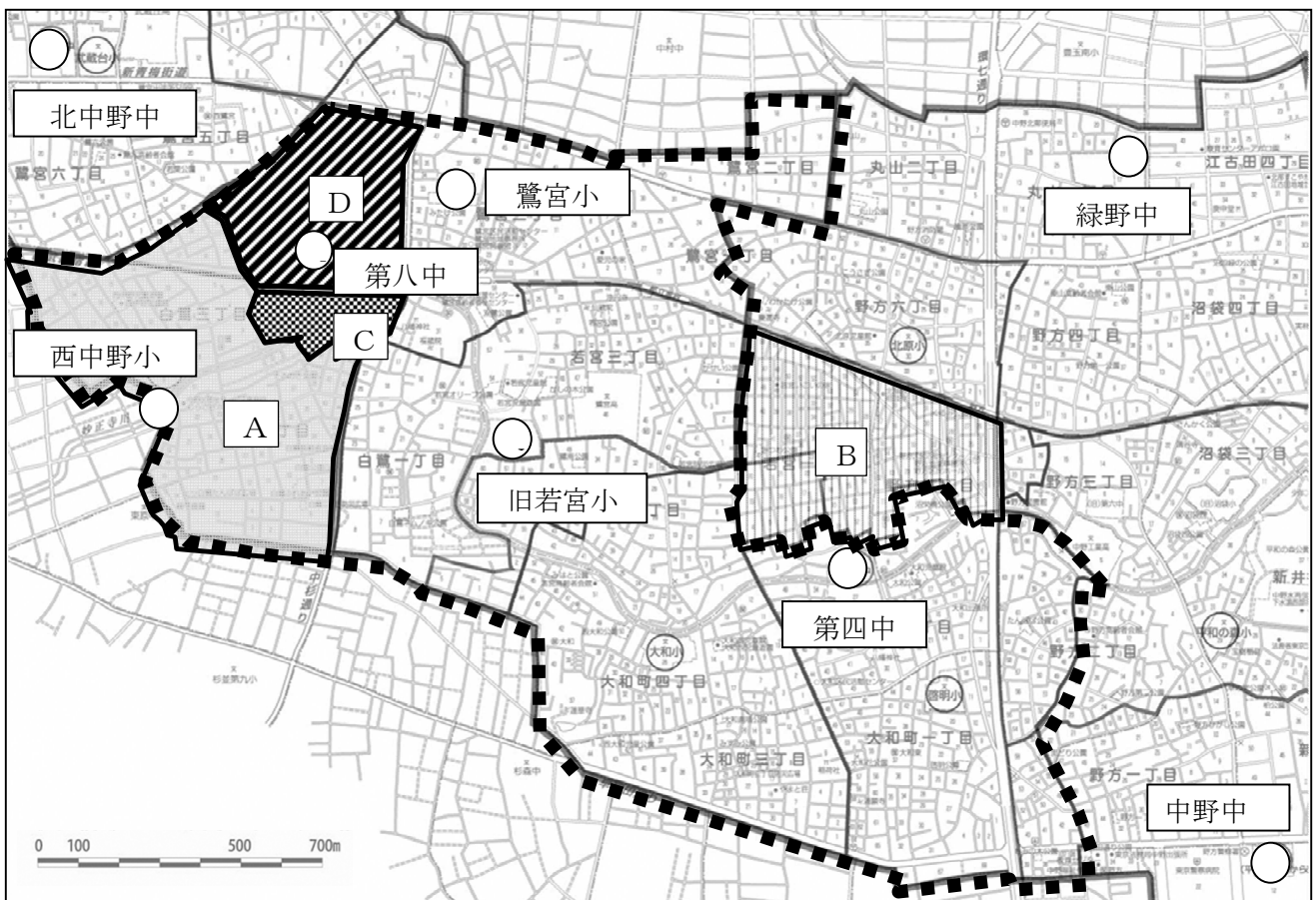
(2) 統合新校の明和中学校（第四中学校・第八中学校統合）の通学区域図



2 明和中学校の新校舎整備期間延長に伴う指定校変更の取扱いについて

令和3年4月に、第四中学校と第八中学校を統合し、現在の第四中学校の位置で明和中学校を開校する。旧若宮小学校の位置に開設する新校舎の整備期間延長（令和5年度から令和7年度以降）に伴い、統合から新校舎移転の前年度まで、以下のとおり指定校変更を認める。

【図】統合新校の明和中学校の通学区域図（……は第四中学校と第八中学校の通学区域）



(1) 令和元年度に通学区域変更した地域（A、B）の指定校変更適用期間の延長

	中学校校区 (令和元年度改正)	指定校変更 (令和元年度～新校舎移転の前年度)
図のAの地域	北中野中 → 第八中	北中野中
図のBの地域	第四中 → 緑野中	第四中（明和中）

現行①、②の指定校変更の適用期間（令和元年度から令和4年度末まで）を新校舎移転の前年度まで延長する。

①図のAの地域に居住する子どもは、北中野中への指定校変更を認める。

②図のBの地域に居住する子どもは、第四中（明和中）への指定校変更を認める。

(指定校変更の理由)

区立小中学校の施設整備方法変更のため、令和元年度から令和4年度末（新校舎移転の前年度）までを適用期間と定めていたが、令和元年度に、新校舎移転が令和7年度以降まで延期となったため、指定校変更適用期間を新校舎移転の前年度まで延長する。

(2) 第八中学校の通学区域（C）に居住する子どもの北中野中学校への指定校変更

	中学校校区 (令和元年度改正)	指定校変更 (令和3年度～新校舎移転の前年度)	小学校校区
図のAの地域	北中野中 → 第八中	北中野中	西中野小 鷺宮小
図のCの地域	第八中	北中野中	西中野小

第八中学校通学区域内にある図のCの地域に居住する子どもは、北中野中への指定校変更を認める。令和3年度から新校舎移転の前年度まで適用する。

(指定校変更の理由)

西中野小の通学区域は図のAとCの地域であるが、Cの地域は指定校変更の対象ではないため、当該地域だけが北中野中に進学できない状況となっている。一つの小学校から一つの中学校に進学することを学校再編計画（第2次）の考え方の基本としていることから、その状況を踏まえ、図のCの地域に居住する子どもは、新校舎移転の前年度まで北中野中への指定校変更を新たに認める。

(3) 第八中学校の通学区域（D）に居住する子どもの北中野中学校への指定校変更

	中学校校区	指定校変更 (令和3年度～新校舎移転の前年度)
図のDの地域	第八中	北中野中

第八中学校通学区域内にある図のDの地域に居住する子どもは、北中野中への指定校変更を認める。令和3年度から新校舎移転の前年度まで適用する。

(指定校変更の理由)

今回、統合新校への通学期間が在学期間を超えることとなった。また、北中野中の受入体制も確保できる見通しであることから、図のDの地域（鷺宮小通学区域内鷺宮4丁目）についても、両校を柔軟に選択できるよう、北中野中学校への指定校変更を新たに認める。

3 今後の予定

令和2年10月初旬～11月	保護者への説明
12月初旬	新小学一年生 就学通知発送
令和3年1月初旬	新中学一年生 就学通知発送